

# AIを巡る問題、日本はどうなる！？

～生成系AIと著作権、政府のAI戦略会議、各国の論調～

2023年5月17日

山田太郎事務所

Ver 4.0

---

1.

**令和5年改正著作権法**

2.

**AIに関する主な動き**

3.

**AIをめぐる国内事業者の対応**

4.

**AIをめぐる各国の論調**

5.

**AIと著作権その他諸権利**

# 令和5年改正著作権法

# 令和5年著作権法改正

## 1. 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等

- ① 利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の利用円滑化
- ② 窓口組織（民間機関）による新たな制度等の事務の実施による手続の簡素化

## 2. 立法・行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置

- ① 立法又は行政の内部資料についてのクラウド利用等の公衆送信等
- ② 特許審査等の行政手続等のための公衆送信等

## 3. 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し

- ① 侵害品の譲渡等数量に基づく算定に係るライセンス料相当額の認定
- ② ライセンス料相当額の考慮要素の明確化

# 1. 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等

- 集中管理がされておらず、その利用可否に係る著作権者の意思が明確でない著作物について、文化庁長官に申請を行い、補償金を支払うことで、時限的な利用を可能とする。
- 新制度の手続は、利用者にとって簡素で一元的な権利処理となるよう、文化庁長官による登録や指定を受けた民間機関が担うこととする。
- 著作権者は、自らの著作物が利用されているとわかった場合には、請求することにより時限的な利用を停止させることができ、利用されていた間の補償金を受け取ることができる。

## 具体的な利用場面

### ○ 過去の作品のデジタルアーカイブ

- ・ 過去に製作された映像作品等をデジタルアーカイブするニーズが高まっているが、映像中の一部の権利処理が完了せず映像作品全体が利用できない事例がある。
- ・ 権利者が不明・連絡がつかないなど利用の可否が明確でないものについて、新制度を活用することで適法に利用可能となる。

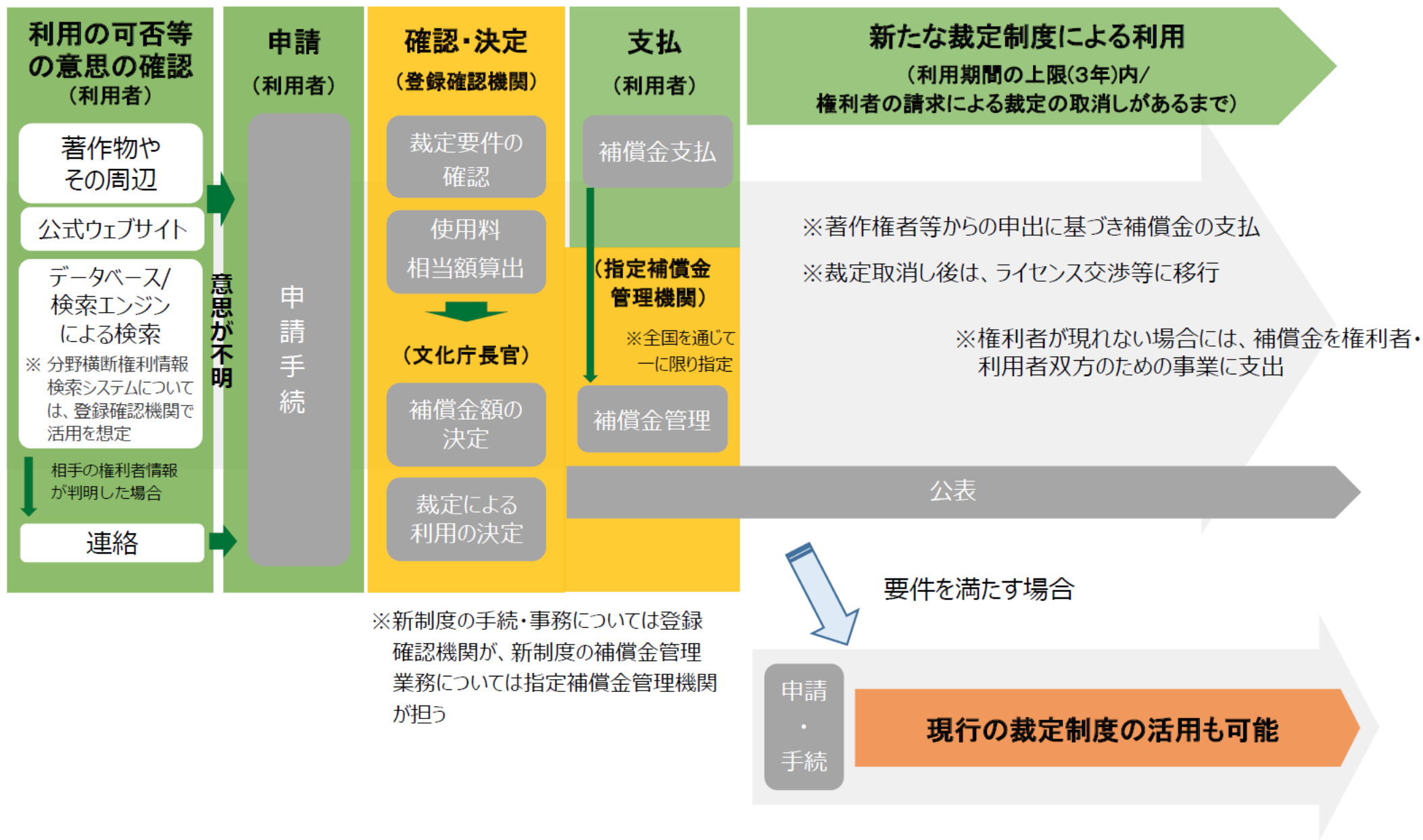
### ○ 一般ユーザー等の創作したデジタルコンテンツの二次利用

- ・ 個人クリエイターが製作し、ウェブサイトに掲載しているコンテンツの場合、利用を申請する手段がなかったり、連絡をしても返答がなかったりするなど、利用ができない事例がある。
- ・ 新制度を活用することで、適法に利用可能となる。クリエイターもライセンスの機会が確保でき、適切な対価を得ることができる。

### ○ 複数の著作権者がいるコンテンツの利用

- ・ 一つの作品に複数の権利者がいる場合（例えば、著作権を相続した場合）は、全員の許諾を得ることが必要になる。しかし、一部の者のみ返答がなかったり、連絡先が不明等の場合には利用ができない。
- ・ 新制度を活用することで、適法に利用可能となる。

# 1. 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等



# 2.立法・行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置

## ① 立法又は行政の内部資料としての公衆送信等 (第42条関係)

### <現行>

内部資料として紙での複製・提供のみ可能



### <改正後>

法律案審議などに当たって他人の著作物を、部局内においてクラウド保存やメール送信（公衆送信）したり、モニターに映したりすること（公の伝達）ができるようにする



- ※ 現行の複製で認められる範囲と同じ「内部資料」としての公衆送信等が可能
- ※ クリップサービス等既存ビジネスを阻害する「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、公衆送信等は不可

## ② 特許審査等の行政手続のための公衆送信等 (第41条の2及び第42条の2関係)

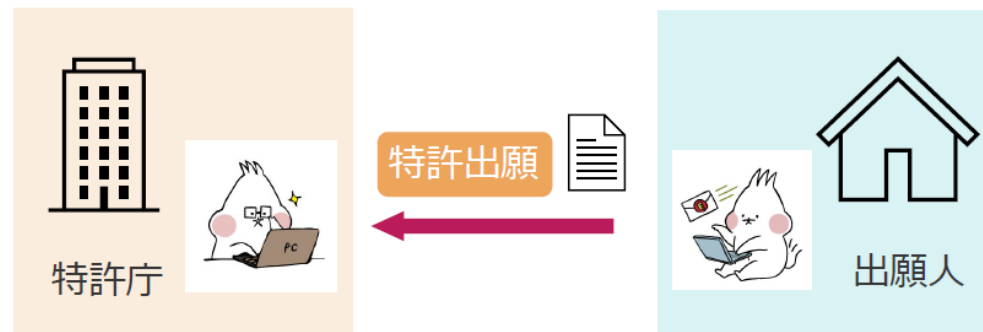
### <現行>

紙での複製・提供のみ可能



### <改正後>

特許審査などに当たって他人の著作物を、データで提出すること（公衆送信）や、オンラインで閲覧したり投影（公の伝達）したりできるようにする



- ※ 大量の送信等、既存ビジネスを阻害する「著作権者の利益を不当に害することとなる 場合」には、公衆送信等は不可

※裁判手続については、裁判手続のIT化のための各種制度改正に併せて、著作物等を公衆送信等できるよう規定の整備を行う。

(民訴手続については令和4年民事訴訟法等の一部改正法により措置済み)

※著作権の制限（第86条）、著作隣接権の制限（第102条）についても必要な整備を行う。

# 参考：自民党 知的財産戦略調査会 提言（2021年6月1日）

## （3）国会 DX について

令和 3 年通常国会において、デジタル改革関連法案が成立し、本年 9 月にはデジタル庁が発足する等、行政 DX が強力に推進されている。他方、国会の現場はまだまだデジタル化が遅れており、国会 DX は喫緊の課題である。国会 DX の総合的な検討は、政治制度改革実行本部において行われているが、国会 DX を進める際に問題となる著作権法上の論点については、知的財産戦略調査会において検討を行ってきた。

特に、国会図書館が立法活動の補佐として行っている国会議員への資料の複製物の提供がメール等のオンラインではできないこと、令和 3 年通常国会での著作権法の改正後もなお国会図書館がデジタル化した資料のうち絶版等資料以外のもの（現状約 69 万点）は、来館せずに議員会館等から閲覧することができないこと等は、デジタル時代における立法活動の効率化のためだけでなく、国会図書館職員の業務の高度化、働き方改革等の観点からも改善が不可欠であるが、現行著作権法上は実現できない。

また、国会議員の国会審議の映像を SNS 等に投稿することについては、デジタル時代における政治的表現の自由の確保、統治機構の透明性向上等の観点から重要であるが、現行著作権法上は、許諾を得ずにその配信を行うことはできない。

以上のように、国会 DX を進める際は、著作権侵害、とりわけ公衆送信権侵害が問題となるが、極めて公益性が高い立法活動における DX が著作権を理由に実現できないということはあってはならない。著作権者の利益を不当に害することにならないよう配慮しつつ、国会 DX を推し進めるための著作権法の改正が求められる。

以下に具体的に推進すべき事項を列挙する。

- 立法目的の公衆送信を可能とする著作権法 42 条改正等の検討
- 国会審議映像の SNS 投稿等を可能とする同法 40 条改正等の検討



# 参考：自民党「国会のDX」提言（2021年6月18日）

## （2）国立国会図書館からの複製資料のオンライン提供等の実現

現在、国立国会図書館からの複製資料のオンライン提供は、著作権法上の公衆送信に該当し、かつ、権利制限規定がないため、実現できない。この状況は、令和3年改正著作権法の施行によって一部は改善されるものの、抜本的な改善とはならない。国立国会図書館が国会議員に対して立法活動の補佐として行う複製資料の提供については、立法の目的という極めて公益性が高い活動であり、著作権法によって阻害されるということはあるはずではないはずである。そこで、本年の自民党・知的財産戦略調査会からの提言を踏まえ、著作権法42条改正等を行うことによって、著作権者の利益を不当に害さないことを条件に、早急に、国立国会図書館からの複製資料のオンライン提供を実現することを提案する。

また、同時に、国立国会図書館がデジタル化した全ての資料の閲覧も実現することを求める。なお、国会議員の活動に係る調査にあたり、例えばイントラネットを通じた情報収集が公衆送信に該当するか否かの定義は、今後も議論すべき課題である。

# 3.海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し

## 現行規定

著作権侵害に対する損害賠償請求については、著作権者の損害の立証負担を軽減するため、著作権法第114条において、次のような損害額の算定方法を規定。

(例)

- ・ 侵害品の譲渡等数量に基づき損害額を算定
- ・ ライセンス料相当額を損害額として請求可

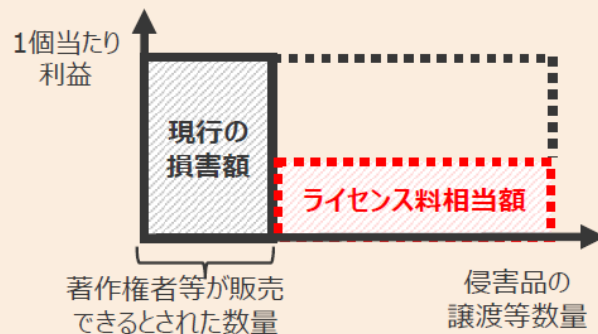
## 課題

- 侵害品の譲渡等数量のうち、著作権者等の販売等の能力を超える等の数量について、ライセンス料相当額が認められるか条文上明らかではなく、裁判実務上も判然としない。権利者への十分な賠償、侵害の抑止、訴訟当事者の予見可能性等の観点から立法的解決が必要。
- ライセンス料相当額の算定に当たって、ライセンス機会を喪失させたなどの訴訟当事者間の具体的な事情が十分に斟酌されているか、裁判実務上判然としない。

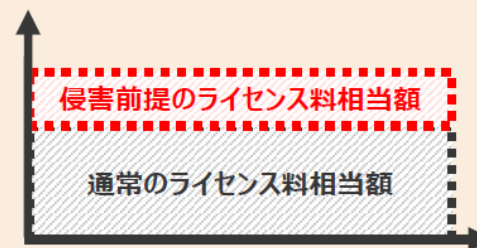
## 改正の方向

著作権者等の被害回復に実効的な対応策を取る観点から、著作権法における損害賠償額の算定方法を見直す

- ✓ 著作権者等の販売等の能力を超える等の部分に係るライセンス料相当額を損害の算定基礎に追加



- ✓ 著作権侵害を前提とした交渉額を考慮できる旨明記し、ライセンス料相当額の増額を図る



※ 令和元年の特許法改正において、同様の改正が行われている。

十、AI技術の進展により、他者の著作物を使用した創作物が容易に作成されるようになったことを踏まえ、著作権者の権利の保護に向けた取組・体制の強化を図ること。

また、生成AIの開発と利用が急速に進む中、その学習行為において用いられる著作物について、著作権者の許諾が必要とされる著作権法第三十条の四における「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の解釈の更なる明確化、権利者側に対価を還元する仕組みの整備等を求める声があることを踏まえ、生成AIをめぐる著作権法上の諸課題について議論を進めること。

加えて、著作権に対する意識の醸成及び教育機会の更なる充実を図ること。

利用者となる機会が増えたことを踏まえ、著作権等に関する法律知識の周知や契約実務の補助となるマニュアル等の普及に努めること。

十、AI技術の進展により、他者の著作物を使用した創作物が容易に作成されるようになったことを踏まえ、著作権者の権利の保護に向けた取組・体制の強化を図ること。また、生成AIの開発と利用が急速に進む中、その学習行為において用いられる著作物について、著作権者の許諾が必要とされる著作権法第三十条の四における「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の解釈の更なる明確化、権利者側に対価を還元する仕組みの整備等を求める声があることを踏まえ、生成AIをめぐる著作権法上の諸課題について議論を進めること。加えて、著作権に対する意識の醸成及び教育機会の更なる充実を図ること。

右決議する。

# AIに関する主な動き

# AI戦略チーム

2023年4月24日

# 内閣府：AI戦略チーム（関係省庁連携）

日時：令和5年4月24日(月) 11:00~11:25※

- 議事：1.ChatGPTなど生成系AIを活用する場合の留意点  
2.各省庁によるユースケースについて（実例、予定）  
3.G7に向けた準備状況  
4.その他

関係省庁連絡会議

## 【チーム長ほか】

総理大臣補佐官  
副官房長官補  
副官房長官補室

村井英樹  
藤井健志  
菊川人吾

## 【構成員】

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長  
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長補  
デジタル庁統括官  
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官  
内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター参事官  
デジタル庁統括官付参事官  
総務省大臣官房企画課長  
総務省国際戦略局技術政策課長  
文部科学省大臣官房政策課長  
経済産業省産業技術環境局研究開発課長  
経済産業省商務情報政策局総務課長  
内閣府知的財産戦略推進事務局参事官  
個人情報保護委員会事務局参事官

松尾泰樹  
渡邊昇治  
楠正憲  
根本朋生  
佐伯宜昭  
野崎彰  
大村真一  
川野真稔  
次田彰  
大隅一聡  
西川和見  
塩原誠志  
吉屋拓之

# G7デジタル・技術大臣会合

2023年4月29日から30日まで

# G7デジタル・技術大臣会合 閣僚宣言（AI部分）の概要

## 1. 閣僚宣言（本文）

- G7は、人間中心で信頼できるAIを推進し、AI技術がもたらす利益を最大化するための協力を促進
- G7メンバー間で異なる場合があるAIガバナンスの枠組み間の相互運用性の重要性を強調
- 「AIガバナンスのグローバルな相互運用性を促進等するためのアクションプラン」を採択
- 国際技術標準の開発・採用を奨励し、**中小企業・スタートアップ・学术界等の全てのステークホルダーの参画を支援**
- **AI政策と規制が民主主義的価値観に基づくべきことを再確認**
- **生成AI技術が顕著になる中で、生成AI技術の持つ機会と課題を早急に把握し、技術が発展する中で、安全性と信頼性を促進し続ける必要性を認識**
- OECDやGPAIなども活用し、**AIガバナンス、知的財産権保護、透明性促進、偽情報への対処、責任ある形で生成AIを活用する可能性**について、**G7における議論を行うための場を設ける**

## 2. 議長国会見における松本総務大臣コメント

- AIガバナンスの相互運用性を促進する重要性についてG7で認識を共有。
- 生成AIについて、その機会とリスクについて議論を行い、**G7における議論を行うための場を早急に設けることについて合意。**
- **G7として議論を加速し、認識を共有し、G7として向かうべき方向を示して、力強いメッセージを発信していくべき**



# G7デジタル・技術大臣会合 閣僚宣言（AI部分）の概要



## G7デジタル・技術大臣会合の閣僚宣言における 「経済社会のイノベーションと新興技術の推進」のポイント

### ① デジタルインフラの基幹技術の相互運用性とセキュリティの確保

- 今般、G7各国の間で、（あらゆる機器やサービスがその上で運用される）社会インフラ整備にあたって必要な**基幹技術（半導体やデジタル認証含む）**での相互運用性の確保に向けて協力していくことを確認
- デジタルサプライチェーンにおけるソフトウェアの脆弱性対策（SBOM等）や、IoT等主要機器の**技術セキュリティ確保**に向けた標準策定協力の加速化

### ② 革新的技術イノベーションに親和的なガバナンス手法の活用（ガバナンスイノベーション）

- **民間の知見を活用**しながら、リスクを踏まえた上で、**機動的で柔軟な改善を可能とするガバナンス（規律）手法**（共同規制、レグテック、アジャイルガバナンス等）の**必要性を認識**
- そのようなガバナンスを実施する上での**5つの原則に合意**：**イノベーションの機会を活用しつつ、法の支配、適正手続き、民主主義、人権の尊重を実現**

### ③ デジタル技術とグリーントランジション

- 基幹デジタルインフラである**データセンターのエネルギー効率化、電力消費を低減する次世代コンピューターの能力向上**や、設計段階からグリーントランジションを考慮した**「サステナブル・バイ・デザイン」**に取り組む必要性など、G7で長期的にこの課題に取り組むことをコミット
- **“クリーンな”半導体サプライチェーンの構築**に向けて、G7で協力すべく、製造に使用される化合物等の環境評価や代替手段の可能性の検討に向けた情報共有等の協力を推進

### ④ メタバースやデジタル証明等のデジタル技術活用に係る将来的な議論

- **国際機関と連携**して、メタバースやデジタル証明など、**将来的な技術のリスクやメリットの分析・研究の促進**に加え、リスクをクリアした上での**G7内での将来の相互運用性を見据えた政策協力の促進**。

# 生成系AIに関するG7の見解（年内とりまとめへ）

## ◆G7首脳声明原案 （デジタル分野）のポイント

- ▶AI(人工知能)のルール作りに向けた国際的な議論の重要性を強調
- ▶生成AIの可能性と課題を早急に把握する必要性を認識
- ▶関係閣僚に対し、年内を期限に生成AIに対するG7の見解をまとめるための協議を指示。著作権を含む知的財産権の保護や、偽情報への対処などが対象
- ▶経済協力開発機構(OECD)などの国際機関に、生成AIが政策に与える影響の分析の検討を要求

## G7の生成AI見解、年内に集約…首脳声明原案「早急に課題を把握」

2023/05/17 05:00

広島市で19～21日に開かれる先進7か国首脳会議（G7サミット）で採択する首脳声明のデジタル分野に関する原案が判明した。対話型人工知能（AI）サービス「チャットGPT」に代表される**生成AIに関して、著作権保護や偽情報対策などを含むG7の見解を年内にまとめることを目指す方針**を掲げた。AI技術の急速な進展を踏まえ、G7首脳間で早急に対応する必要があるとの認識を共有する。

複数の政府関係者が明らかにした。生成AIは、著作権侵害や偽情報の拡散といった弊害が各国で問題視され、G7サミットで主要議題の一つとなる。

声明原案では、AIをめぐる問題の重大さを踏まえ、「デジタル」の項目を独立して設けた。**生成AIは、各国や様々な組織で存在感を増しているとし、G7首脳は「生成AIの可能性と課題を早急に把握する必要性を認識する」と明記**。経済協力開発機構（OECD）などの国際機関に、政策に与える影響の分析を検討するよう求める。

G7主導の国際ルール作りに向け、各首脳は関係閣僚に、G7としての見解をまとめるための協議を指示することも盛り込んだ。協議の対象は、規制のあり方や著作権を含む知的財産権の保護、外国勢力による情報操作といった偽情報への対処、透明性の促進を挙げている。

# デジタル社会推進会議

2023年5月8日

# デジタル庁：第8回デジタル社会推進会議幹事会

日時：令和5年5月8日(月) 書面開催※

議事：ChatGPT等の生成AIの業務利用に関する申合せについて

デジタル庁設置法14条  
に基づく会議

## ChatGPT等の生成AIの業務利用に関する申合せ

2023年(令和5年)5月8日  
デジタル社会推進会議幹事会申合せ

昨今のChatGPT等の生成AIを巡る技術革新は、さまざまな利点をもたらす一方、プライバシーや著作権の侵害などの新たな課題が生じるとの見方もある。生成AIを巡る様々な課題や規制の在り方に関しては、国際的にも議論が行われているところ、政府としては、そうした議論の動向を見極めつつ、関係省庁が連携して生成AIに関する実態の把握に努め、適切な措置を講じていく必要がある。このため、関係省庁における生成AIの業務利用に関し、次のとおり申し合わせる。

# デジタル庁：ChatGPT等の生成AIの業務利用に関する申合せ

## (1) 約款型外部サービスによる生成AIの業務利用

生成AIが現在のChatGPTのようなサービス形態で提供される場合には、政府統一基準でいうところの「不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス」（以下「約款型外部サービス」という。）に該当する。

約款型外部サービスでは、セキュリティ対策やデータの取扱いなどについて機関等への特別な扱いを求めることができない場合が多く、必要十分なセキュリティ要件を満たすことが一般的に困難であることから、原則として要機密情報を取り扱うことはできない。

また、要機密情報を取り扱わない場合であっても、機関等においては、リスクを考慮した上で利用可能な業務の範囲をあらかじめ特定し、個々の利用にあたっては、利用手続に従って、利用目的（業務内容）や利用者の範囲などの利用者からの申請内容を許可権限者が審査した上で利用の可否を決定し、その利用状況について管理することが必要がある。組織の承認を得ずに職員等が外部サービスを利用する、いわゆる「シャドーIT」は、規程等に反していることに加えて、誰がどのように使用しているかなどの管理ができなくなるため、要機密情報の漏えい等のリスクを高めることになる。

これらを踏まえ、関係省庁においては、

- ・ 現在のChatGPTは約款型外部サービスに区分されるサービスであること
  - ・ 約款型外部サービスは、原則として要機密情報を取り扱うことはできないこと
  - ・ 要機密情報を含まない場合であっても、利用にあたっては、組織の規程に則り承認を得る手続きが必要であること
- について、職員等に対して周知することとする。

また、関係省庁が連携して生成AIに関する実態の把握に努め、適切な措置を講じていくため、関係省庁は、約款型外部サービスによる生成AIを利用するにあたっては、「AI戦略チーム」に報告することとする。

# デジタル庁：ChatGPT等の生成AIの業務利用に関する申合せ

## (2) 約款型外部サービスでない形態による生成AIの業務利用

機関等においては、個別契約等、約款型外部サービスでない形態での生成AI利用を検討する場合も考えられるが、その場合においても、「外部サービスの利用（政府統一基準4.2参照）」に係る関連規程に基づく対応が求められる。

関係省庁が連携して生成AIに関する実態の把握に努め、適切な措置を講じていくため、関係省庁は、個別契約等、約款型外部サービスでない形態での生成AI利用を検討する場合には、その検討状況を「AI戦略チーム」に報告し、了解を得ることとする。

# AI戦略会議

2023年5月11日

# 内閣府：AI戦略会議（イノベーション政策強化推進のための有識者会議）

日時：令和5年5月11日(木) 9:30~10:10※

議事：AIを巡る主な論点について

有識者会議

## AI戦略会議 構成員名簿

江間有沙	東京大学未来ビジョン研究センター 准教授
岡田 淳	森・濱田松本法律事務所 弁護士
川原圭博	東京大学大学院工学系研究科 教授
北野宏明	株式会社ソニーリサーチ 代表取締役 CEO
佐渡島庸平	株式会社コルク 代表取締役社長
田中邦裕	さくらインターネット株式会社 代表取締役社長
松尾 豊	東京大学大学院工学系研究科 教授【座長】
山口真一	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 准教授

## （政府側参加者）

岸田文雄	内閣総理大臣（第1回目のみ）
高市早苗	科学技術政策担当大臣
尾崎正直	デジタル大臣政務官（代理出席）
谷 公一	国務大臣（サイバーセキュリティ戦略本部副本部長）
松本剛明	総務大臣
築 和生	文部科学副大臣（代理出席）
西村康稔	経済産業大臣
（中谷真一	経済産業副大臣）
村井英樹	内閣総理大臣補佐官（司会進行）



## AIを巡る主な論点

生成AIなどAIは進化を続け、さらなる可能性と懸念が混在。開発競争も激化。当面の論点を以下に挙げる。

### 論点1 AIの利用

- ・日本のAI利用は遅れていないか？
- ・民間、教育、公的分野等では、どのような点に留意し、どのように利用を進めるべきか？

### 論点2 懸念・リスク

- ・プライバシーの侵害、犯罪への使用など人権や安心を脅かす行為にどう対処するか？
- ・機密情報の流出、サイバー攻撃の巧妙化などセキュリティ上のリスクにどう対処するか？
- ・誤情報、虚偽情報、偏向情報等が蔓延する問題にどう対応するか？
- ・AIが知的財産権を脅かしていないか？
- ・透明性をどのように確保すべきか？
- ・AIの利用に当たっての責任をどのように考えるか？
- ・諸外国におけるルール形成、国際的な規律・標準の検討などにどのように対応するか？

### 論点3 AIの開発

- ・日本のAI開発力は遅れていないか？ どこをどのように強化すればよいのか？

出典：  
[第1回AI戦略会議](#)  
[「資料2」](#)

# 論点1 AIの利用

- 日本のAI利用は遅れていないか？
- 民間、教育、公的分野等では、どのような点に留意し、どのように利用を進めるべきか？

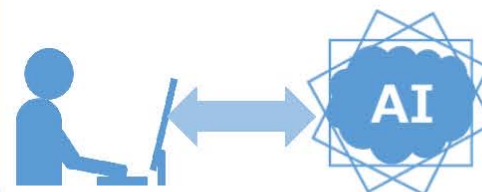
- 生成AI（言語系・非言語系）などAIの利用によって、人手不足等の課題を克服し、国民の安全性や利便性、産業競争力を高められる可能性があるが、日本のAI導入は遅れているとの指摘もある。



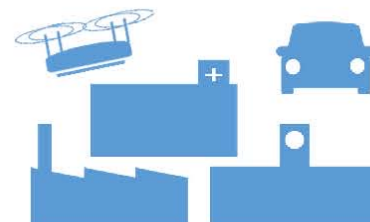
(出典) ポストコンサルティンググループ (2018) 「企業の人工知能 (AI) の導入状況に関する各国調査」を引用した令和元年度情報通信白書

- 個人情報や機密情報の漏洩等のリスクやAIの特性を認識したうえで、幅広い分野において利用を進め、生産性向上・競争力強化を図るべきではないか？
- AI導入の障壁となっている法制度・商慣行があるケース、あるいは、AI導入のためには新たな基準・規則等が必要となるケースなどがないか？
- 教育分野では、AIに関する能力を養うことも重要という意見がある一方で、AIによる誤回答、AI生成物か否かを見分けられない、AIの利用によって考える力が低下するなどの懸念もあり、何らかのガイドラインが必要ではないか？

個人情報や機密情報が漏洩しないように配慮して利用



利用に際して、ガイドライン等が必要な場合も



# 論点2 AIの懸念・リスク

- ・ プライバシーの侵害、犯罪への使用など人権や安心を脅かす行為にどう対処するか？
- ・ 機密情報の流出、サイバー攻撃の巧妙化などセキュリティ上のリスクにどう対処するか？
- ・ 誤情報、虚偽情報、偏向情報等が蔓延する問題にどう対応するか？
- ・ AIが知的財産権を脅かしていないか？
- ・ 透明性をどのように確保すべきか？
- ・ AIの利用に当たっての責任をどのように考えるか？
- ・ 諸外国におけるルール形成、国際的な規律・標準の検討などにどのように対応するか？

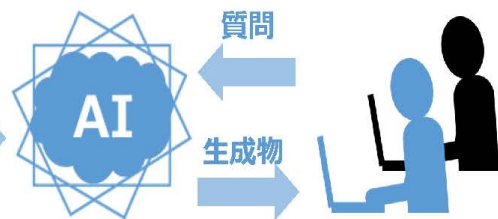
## (懸念・リスクの例)

- ・ AIとの対話から個人情報や機密情報が搾取される、AIが武器の製造方法や詐欺のやり方などを教えてしまう。
- ・ AIとの対話から機密情報が流出する、AIによってサイバー攻撃が巧妙化する。
- ・ 簡単に生成可能なフェイク画像、偏ったデータで学習したAI、AIが出力する誤情報などが社会を混乱させる。
- ・ AIがオリジナルデータに類似した生成物を出力してしまう。

### 不適切なデータの存在



### 悪用する者の存在



- ・ 国によって考え方が異なる中で、どのように国際的な協調を図っていくか？
- ・ 事例や対応策等の知見を諸外国からも収集し、日本の法制度やガイドライン等で対応可能か否かなど、専門家の見解も聴取し、政策に活かす必要がある。

AIに関する法的枠組み（条約）の策定・合意を目指し、検討中。

AIの時代に国民を保護するため、AI等の自動化システムの設計・使用・導入の指針となるべき原則をとりまとめ。

リスクの度合いに応じてAIを区分し、規制を行う法案を提案。

例) ・身体的・精神的障害による脆弱性の悪用等を禁止  
・重要インフラ管理、教育・職業訓練での利用等を規制 など

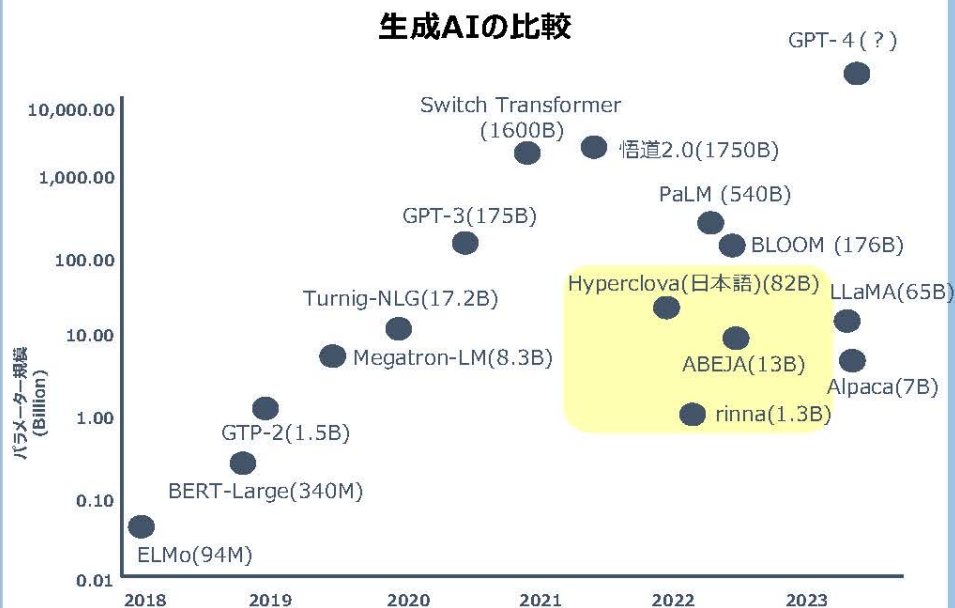
AIの開発・普及において社会的信頼を促進しつつ、イノベーションを志向したリスク・ベースでの規制導入アプローチを提示。

出典：  
第1回AI戦略会議「資料2」

# 論点3 AIの開発

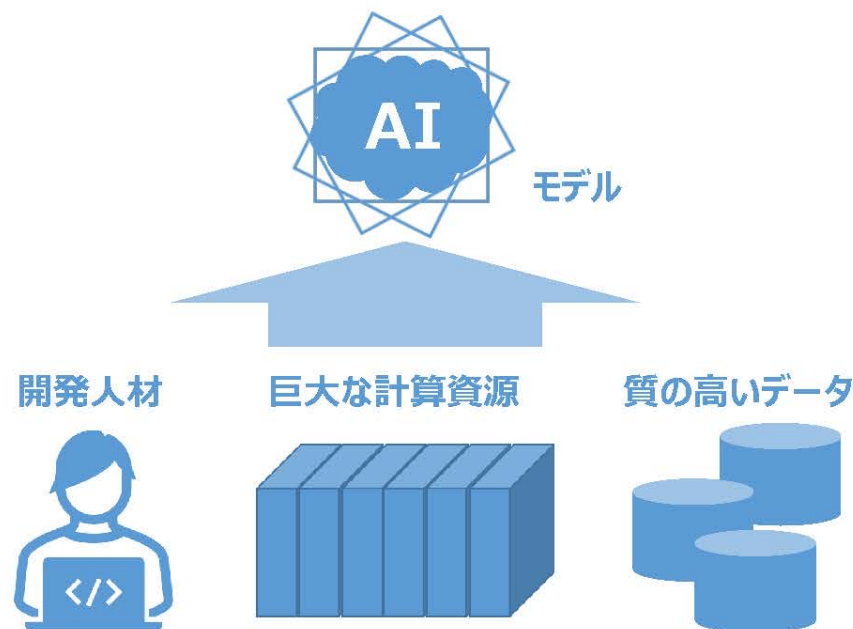
- 日本のAI開発力は遅れていないか？ どこをどのように強化すればよいのか？

- 資金力のある者が大規模なAIを開発。そこにデータが集まり、ますますAIが大規模化。
- AI開発の遅れは、AIを使う他の産業にも影響するおそれ。



(出典) 公表資料から内閣府作成。

- AI開発に必要な人材、計算資源、データをどのように確保していくか？
- 研究開発、人材育成においても海外との連携、産学官の連携をどうするか？



# AIをめぐる国内事業者の対応

# pixiv : AI生成に関わる問題と、対応についてご報告①

pixiv事務局です。

現在、AI生成に関わる問題について、お問い合わせを多数いただいております。本件について、皆様にご心配をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。

現在多くお問い合わせいただいているのは次の3点です。

問題① 特定のクリエイターが不利益を被ること

問題② プログラムなどで、クリエイターの作品が不当に収集されること

問題③ AI生成作品を見たくないユーザーにも、AI生成作品が多く表示されること

これらについて、pixivは以下のような対応を行ってまいります。

また、関連サービスであるpixivFANBOXにおいては、追加の対応・対策を検討しています。こちらについては近日中にご案内いたします。

# pixiv : AI生成に関わる問題と、対応についてご報告②

## 問題① 特定のクリエイターが不利益を被ること

現在の生成AI技術では、特定のクリエイターの画像を学習して、画風を模倣した作品を生成することができます。この技術によって画像を学習されたクリエイターが、なりすまし被害を受ける、勝手に名前を使われることで人格を傷つけられるなどの不利益を被っています。

## 対応①

### ■ サービス共通利用規約・ガイドラインを改定します

新しいサービス共通利用規約・ガイドラインでは、**特定のクリエイターの画風を模倣した作品を繰り返し投稿する行為などを、禁止項目として追加**し、これとともに取り締まりを強化していきます。

### ■ 新しい監視システムを追加導入します

現在、pixivは新しい監視システムの追加導入を準備しています。これにより生成AI技術の悪用をはじめ、他人の活動をおびやかす行為、児童ポルノ、盗作など、pixiv利用上の問題がより発見しやすくなります。

# pixiv : AI生成に関わる問題と、対応についてご報告③

問題②プログラムなどで、クリエイターの作品が不当に収集されること

生成AI技術で画風を模倣するには「学習元」と呼ばれるイラストが複数作品必要です。クリエイターの不利益となる不当な目的のため、SNSから特定のクリエイターのイラストを多く収集するケースがあります。

対応②

■ pixivでは不当な目的のための作品収集を以前より禁止しています

pixivではすでにサービス共通利用規約第14条とガイドラインにて、**不当な目的のためのプログラム等を用いた作品の収集行為を禁止しており、発見し次第対処**しています。

■ 技術的対策により悪意あるアクセスの防止に努めています

現在行っている様々な対策については、こちらをご確認ください。これらの対策は今後も強化していきます。

・ピクシブにおける不当な目的での作品取得行為に対する対策技術について

<https://inside.pixiv.blog/2023/05/09/183635>



# pixiv : AI生成に関わる問題と、対応についてご報告④

問題③ AI生成作品を見たくないユーザーにも、AI生成作品が表示されること

pixivでは制作過程のすべて、もしくはほとんどをAIによって生成された作品を「AI生成作品」として投稿できます。「AI生成作品」の投稿数の多さや、フィルタリング機能の認知度の問題もあり、見たくない人にも表示されるケースがあります。

対応③

■ 同じユーザーの作品が検索結果等を占拠しないようにします

同じ人が短時間に何回もAI生成作品を投稿すると、検索結果などで他の人が作品を見つけにくくなってしまいます。このような大量投稿への対策を強化する予定です。

■ AI生成作品のフィルタリング機能を、より利用しやすくします

すでに提供している「AI生成作品フラグ」と、それを利用したフィルタリング機能をよりわかりやすいところに表示します。

# ファンティア：AI作品の取り扱い一時停止について

ファンティアでは2022年10月25日よりAI作品専用のカテゴリを新設し、AI作品を分けて表示する等の取り組みを行って参りました。

しかし、昨今の状況を鑑み、クリエイター様とその作品を守る対応が必要と考え、ファンティアではAI生成による作品の取り扱いを一時停止させていただき運びとなりました。

今後、利用規約の改定とAI生成による作品の審査の見直しを行って参ります。方針が決まり次第、利用規約改定のお知らせとともに、皆様にはご連絡をさせていただきます。

AIカテゴリにおいて活動いただいていたクリエイター様にはご迷惑をおかけする形となり、大変申し訳ございません。何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

今後ともファンティアをよろしくお願いいたします。

# DLsite : AI作品の取り扱い一時停止について

DLsiteでは、2023年2月23日においてサークル様向けに発表しております通り、AI作品の受け入れに関して [ 独自の基準 ] の整備や、AI作品の非表示フィルタの実装、ランキング表示の調整などの対応を継続して行ってまいりました。

しかしながら、画像生成AI技術の急激な発展に対し、対策やガイドライン・ポリシーの整備が追いつかなくなっており、現状のままAI作品の販売を継続することによる既存のクリエイター様への影響を考慮し、**一時的に「AI生成作品」の販売を停止**することといたしました。

AI作品の取り扱い一時停止対応の詳細は下記になります。

**「AI生成作品」の販売を停止、「AI一部利用」については販売を継続**いたします。

お取扱いを停止させていただく「AI生成作品」は次のとおりです。










お取扱い停止作品：作品形式がマンガ、CGイラスト、動画、素材集のうちいずれかの作品となります。

お取扱い継続作品：作品形式がノベル、ゲームの作品

※作品の主体が画像生成AI技術に依存したものであるかを基準として考えており、その他の作品形式においても、依存度が高い作品と判断された場合にはお取り扱いいたしません。

# AIをめぐる各国の論調

# 全般：最近の各国の論調

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 米国行政管理予算局(OMB)は、国民の権利等の保護のため、政府機関におけるAI利用についてガイダンスを公開し、意見募集を行うと発表。</li><li>・ ホワイトハウスは、新たに7つの国立AI研究機関を立ち上げるため、1億4000万ドルの資金提供を発表。気候、農業、エネルギー、公衆衛生、教育、サイバーセキュリティ等の重要分野における取組を促進。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ プライバシー・個人情報保護法(PIPEDA)の下、政府がプライバシーに関する懸念点を調査中。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 競争・市場庁(CMA)が、基盤モデルの開発と利用における競争確保と消費者保護についての調査を開始。</li><li>・ AI開発向け等の大規模計算資源の整備に約9億ポンドを投資。また、今後10年間、AIに関する優れた研究に対し、毎年100万ポンドの賞金を授与することを決定。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ データ保護当局(Garante)が、利用者の年齢確認や情報提供義務、法的根拠を特定できていない点、正確性原則違反などを理由に一時的にChatGPTの利用を禁止。その後、OpenAIが対応措置を講じたことから禁止を解除。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ データ保護当局(CNIL)は、ChatGPTに対する複数の申し立てに基づき調査を実施中。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ EU加盟国のデータ保護当局等が構成する「欧州データ保護会議」(EDPB)がChatGPTを取り扱うタスクフォースを設置。各データ保護当局の協力と情報共有を目的としているが、AIに関する包括的なプライバシーポリシーの確立に向かうのではとの見方もあり。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ サイバー空間管理機関(CAC)が、生成AIに関して、公衆向けサービスの提供前に当局に対して安全性評価を提出すること、生成AIの出力は共産主義の基本的な価値観に沿うものとすべきこと等を求める規制案を公表。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人情報保護委員会(PIPC)は、韓国の利用者に関するデータをChatGPTの開発にどのように利用されているか確認中。</li><li>・ 国内のAI産業等の強化に約4億2400万ドルを投資する計画を発表。2023年からは、生成AIを活用した革新的なサービス型ソフトウェアの開発と商業化を支援する新しいプロジェクトが開始される予定。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 政府主導プログラムの下で、インド独自の生成AI「BharatGPT」を開発中。23の公用語と6000の方言があると言われるインドで重要な異なる言語間の翻訳・コミュニケーションを主眼に、独自のデータセットを用いてLLMを開発している。</li></ul>

(注) 各種報道資料などから内閣府作成。

出典：第1回AI戦略会議「資料2」

# 全般：EUのAI規則案が委員会を通過

## EUのAI規制案を承認 欧州議会委、実現へ一歩

2023/5/12 10:07

経済 | IT | 国際 | 国際問題 | ChatGPT

[みんなの反応](#) [Twitter](#) [Facebook](#) [B!](#) [Link](#) [Print](#)



欧州連合本部 = ベルギー・ブリュッセル (ロイター)

欧州連合（EU）欧州議会の二つの委員会は11日、対話型人工知能（AI）「チャットGPT」など生成AIを含むEUの包括的なAI規制案を承認した。6月に本会議で採決される見通しで、規制の実現に向け一歩前進した。

承認したのは域内市場・消費者保護委員会と市民の自由・司法・内務委員会。今後、欧州議会とEU各国、欧州委員会がさらに協議を重ねる。

規制案は生成AIについて、画像や文章がAIによって生成されたことを通知したり、システム開発に使用した著作物を開示したりするなど、企業側に一層の透明化を求めている。

欧州委は2021年4月、規制案を発表。AIのリスクの高さを4段階に分類し、リス

クに応じて規制を設ける内容で、欧州議会などが2年にわたり協議を続けていた。

欧州委のベステアー上級副委員長は今年4月、訪問先の東京都内での記者会見で、規制案についてEU内で年内の合意を目指す考えを明らかにしていた。（共同）

今後、欧州議会、欧州評議会、欧州委員会の各代表による協議で内容をさらに詰め、6月に欧州議会の本会議で採決する。

可決成立した場合、順守のため2年程度の経過措置を設定する見通し。

出典：ロイター 2023年5月11日※  
「世界初のAI包括的規制案、  
欧州議会委が承認 来月本会議採決へ」

出典：産経新聞 2023年5月12日

[「EUのAI規制案を承認 欧州議会委、実現へ一歩」](#)

1 EUのAI規制案

2 「AI戦略会議」顔ぶれ

3 規制より利活用？



## 欧州議会委員会が「AI規制案」を承認

### 禁止

- 公共の場での **生体認証監視システム**
- 性別、人種、民族、宗教、  
政治的指向などによる **生体認証分類システム**
- 法執行機関、国境管理、  
職場、教育現場での **感情認識システム** など

### 限定的なリスク➡情報開示

- ChatGPTなど生成系AIの使用
- AI学習での著作物使用 など

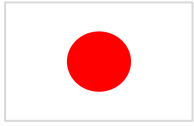
## 生成AI EU規制論のポイント

- 生成AIを規制する新法案の年内合意めざす
- AI作成物に「メイド・ウィズAI」などと表示
- 企業はAIの判断基準など説明を
- 競争政策の観点からの規制も視野
- 開発段階で規制はしない
- G7によるルールづくりを支持。各国が協調した規制が必要

出典：日本経済新聞 2023年4月25日  
「[EU、生成AIに統一規制論「メイド・ウィズAI」表示案も](#)」



# 著作権：AI学習に伴う著作物の利用に関する諸外国の対応



- 平成30年著作権法改正により、必要と認められる限度で許容される（著作権法30条の4第2号）
- 但し、著作権者の利益を不当に害する場合を除く（同条柱書但書）



- 権利者によって利用が明示的に留保されていない場合に許容される（著作権法44条b）
- なお、学術研究目的のデータ及びマイニングを契約で制限することは無効とされている（DSM指令前文18条及びドイツ著作権法60g（60d）条）



- 非商業用目的の場合に許容される（著作権・意匠・特許法29条のA）
- 前述利用を契約で制限することは無効とされている（同法29条のA(5)）

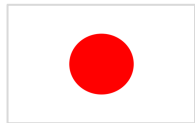


- フェアユースの法理により許容される（著作権法107条）
- 例えば、ニュースに関心のある方向けの検索サービスを提供するために、ニュース放送を機械的に複製することが当該規定によって許容されている（FOX News Network, LLC v. TVEyes, INC., 43F.Supp. 3d 379,392・93（S.D.N.Y.2014））



- 学習のための利用を許容する明文は存在しない。
- もっとも、最高人民法院が行った司法解釈では、技術のイノベーション及び商業の発展促進に確かに必要な特別な事情の下で、著作権法の合理的な使用について認定してよい旨記されている（「最高人民法院『知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進しえ経済の自主的協調的發展を促進する上での若干の問題に関する意見』配布の通達」2011年12月16日頒布）8条76

# 著作権：AI生成物に関する諸外国の対応



- AIが自動的に生成したものは、著作物に該当しない、一方、人間の創作物寄与が認められる場合は著作物として保護される（内閣府知的財産戦略本部「新たな情報財検討報告書」(2017)ほか）



- 著作物は、「個人の精神的な創作」と規定されており（2条2項）、職務著作制度も存在しない。
- 自然人以外による創作は著作権保護の対象外と考えられている



- 「コンピューターが生成する文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の、著作者は、著作物の創作に必要な準備を行う者とする」という規定（著作権法9条3項）により、AI創作物についても制限的ではあるが著作権により保護される



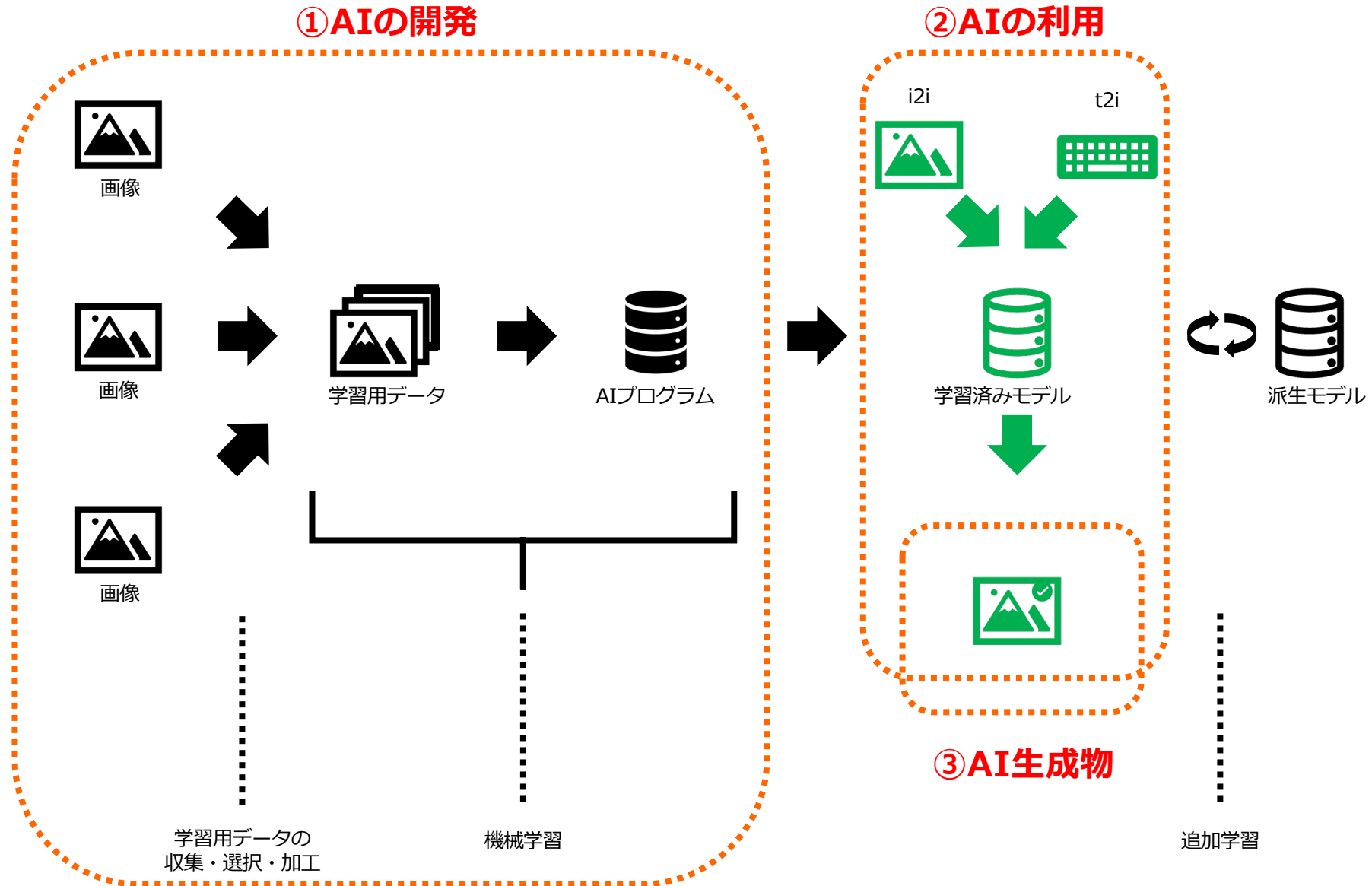
- 著作権局は著作物は人間による創作された作品であることを要求している（著作権登録ガイドライン306条）
- 2022年2月14日、アメリカ学習国著作権局（USCO）はAI創作物の著作権登録を認めないとの見解を提示した



- AI生成物を著作権によって保護する明文規定は存在しないが、2020年1月、深圳市南山区人民法院は、 Tencentが開発した自動で文章を生成した記事に対して、法人著作の該当性を認めている

# AIと著作権その他諸権利

# 画像生成AIで著作権の問題が生じている場面



# 著作権法30条の4

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

**第三十条の四** 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された**思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合**には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、**当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**

一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合

二 **情報解析** (多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。) の用に供する場合

三 前二号に掲げる場合のほか、**著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用**その他の利用 (プログラム  
の著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。) に供する場合

# AIと著作権（著作権法をめぐる論点）

## 1. AIの開発と著作権（無断で他人の著作物をAIの開発に使えるか？）

(1) 原則：適法（著作権法30条の4本文）

(2) 例外：違法（**著作権者の利益を不当に害することとなる場合**）

⇒ 判断基準

① 著作権者の著作物の利用市場と衝突するか **抽象的**

② 将来における著作物の潜在的市場を阻害するか **抽象的**

**具体的にどこまでが適法か、具体的行動指針となる解釈の明示が必要**

## 2. AIの利用と著作権（既存作品に類似したら著作権侵害となるか？）

(1) 類似性：肯定

(2) 依拠性：**見解が分かれる**

**AIの利用が著作権侵害になるか、依拠性要件の検討・整理が必要**

## 3. AI生成物と著作権（AI生成物に著作権が認められるか？）

**未検討**

**AI生成物に著作権が認められるか、著作物性要件の検討・整理が必要**

# AIと著作権（30条の4ただし書きの解釈）

## 著作権法30条の4ただし書きの解釈について 司法判断に委ねることの問題点

### 1. とにかく時間がかかる

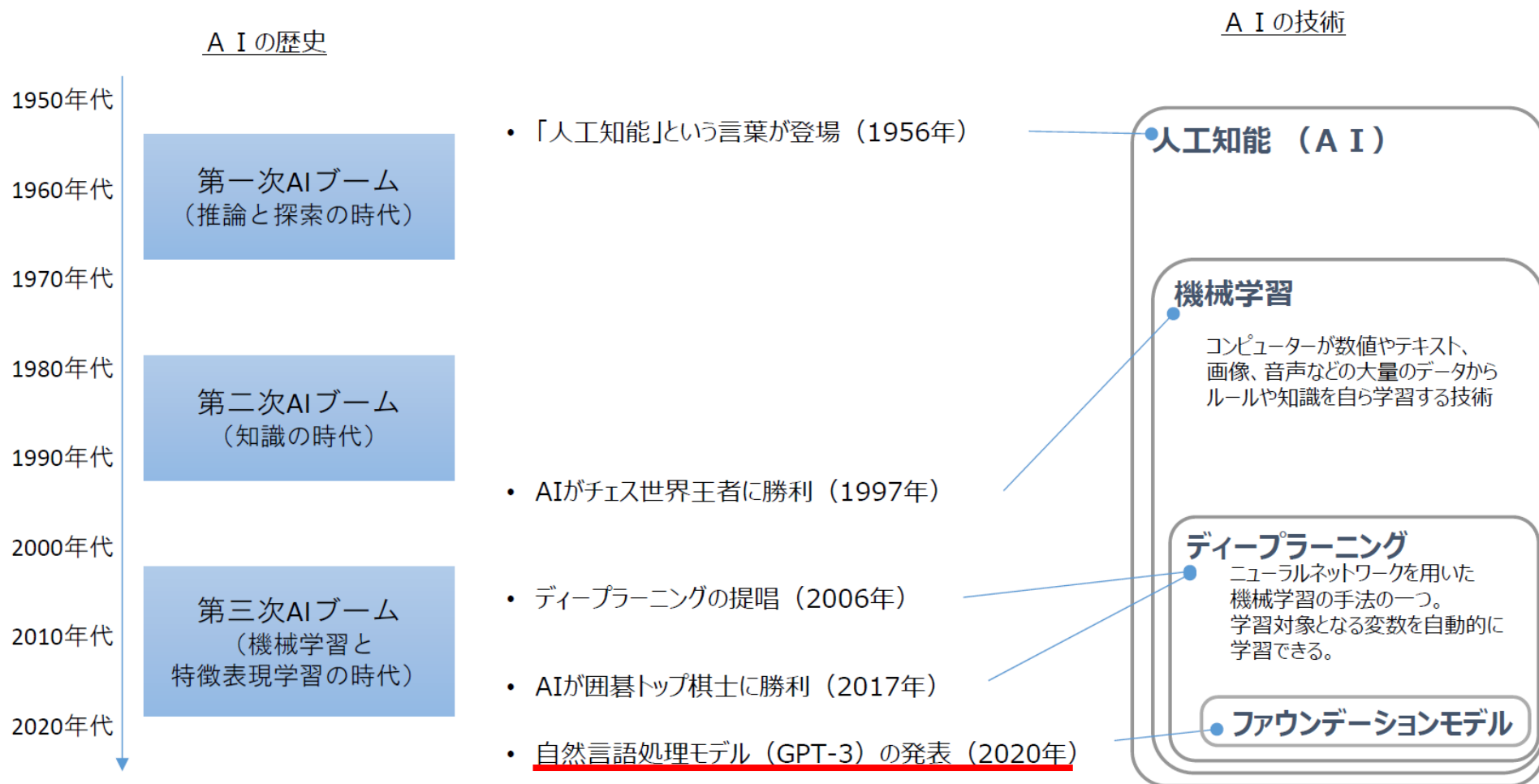
- 法令の最終的な解釈権は最高裁判所にある
  - 一つの事件について最高裁判所の判断が出るまでにも相当な時間が必要
  - しかも、下級裁判所の裁判例が積み重ならなると最高裁判所は判断しない
- ⇒ 驚異的な速度で発展する問題に関して、司法判断を待つのは課題が多い

### 2. 裁判官が判断する際、十分な資料・情報がない

- 日本の民事裁判は、処分権主義・弁論主義を採用
  - 裁判官は、当事者の主張について、当事者が提出した資料に基づき判断
  - 現行、著作権法には第三者意見募集制度がない（※知財調査会提言）
- ⇒ 最終的に司法判断が行われるとしても、立法府・行政府での検討が重要

# AIの技術的進展：基盤モデルの発表は2020年

- 人工知能（AI）の研究は1950年代から開始。
- 2000年代には**ビッグデータ**を活用しAI自身が知識を獲得する**機械学習**が一般化。
- 2010年代以降は実用性の高い**ディープラーニング**が主流となっている。



（「平成28年版 情報通信白書」等を参照して作成）



# AIと著作権（著作権法以外のアプローチ）

## 1. 著作権問題が生じないAIの開発

- (1) 権利処理済みコンテンツを利用
- (2) フリーライセンスのコンテンツを利用（AI開発への利用可のもの）
- (3) パブリックドメインのコンテンツを利用（無権利or保護期間満了）

## 2. クリエイターへのインセンティブ

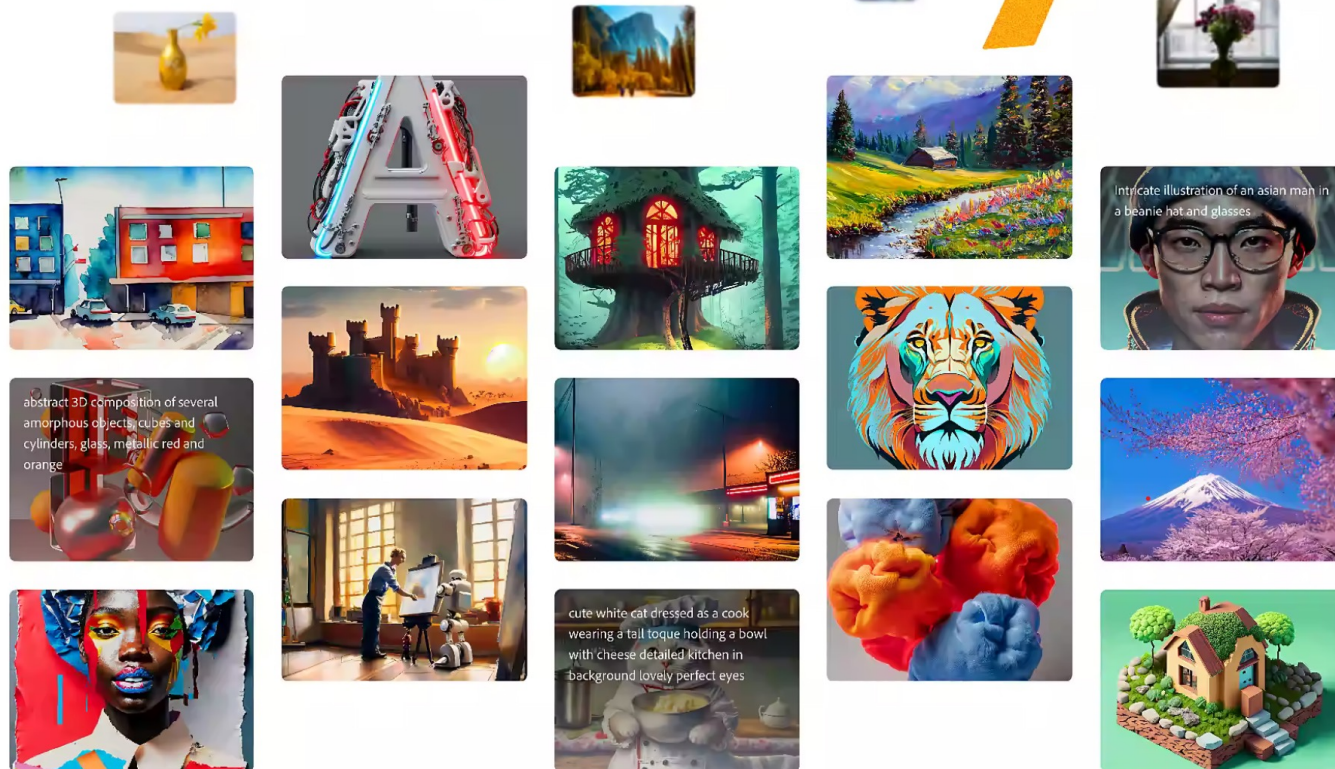
- (1) AIの開発事業者からクリエイターに対価を還元
- (2) 競争政策としてAI生成物を利用するプラットフォームからクリエイターに対価を還元
- (3) 文化政策として国からクリエイターに金銭的援助

ただし、上記2. (1)～(3)については、さまざまな課題が…

- ◇具体的な金額の算定方法
- ◇金額に納得しない著作権者への対応
- ◇著作権者の把握方法
- ◇分配方法 etc

## 3. AI生成物へのウォーターマーク（透かし）の付与とメタデータの埋め込み

# Adobe Firefly



## よくある質問

> アドビでは、著作権の侵害を防ぐためにどのような取り組みを行っていますか？

ジェネレーティブAI関連の著作権侵害を防ぐ対策の一環として、初期のFireflyモデルのトレーニングには、**Adobe Stockの画像**と、**オープンライセンスのコンテンツ**および**著作権の切れた一般コンテンツ**が使用されています。

出典 : Adobe Fireflyをご紹介  
<https://www.adobe.com/jp/sensei/generative-ai/firefly.html>



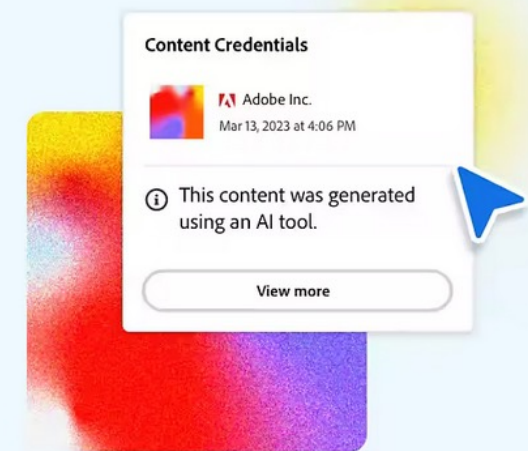
## 制作プロセスの強化

Fireflyのビジョンは、誰もが自分の自然な創造性を存分に表現できるようにすることです。Fireflyはアドビ製品に組み込まれ、制作ニーズや用途、ワークフローに合わせて様々なジェネレーティブAIツールを提供します。



## クリエイターにとって、実用面でも有益であること

Fireflyのベータ段階が終了すると、クリエイターはFireflyで生成したコンテンツを商用目的で利用できるようになります。Fireflyの進化に伴い、用途に合わせた様々なモデルでFireflyを提供する予定です。



## 社会的責任の業界標準を確立

アドビでは、ジェネレーティブAIにおける説明責任、社会的責任、透明性の実現に向けて、コンテンツ認証イニシアチブ (CAI) および Coalition for Content Provenance and Authenticity (C2PA) といった活動に取り組んでいます。また、使用、公開、保存される場所に関わらず、常にコンテンツに関連付けられるコンテンツ認証タグ「Do Not Train」の汎用を目指しています。

# AIとその他諸権利（どのように整理すべきか）

## 1. 著作者人格権

学習用データセットの作成時に画像をトリミングしたり氏名を削除した場合等

## 2. 著作隣接権

AIの開発のために実演を無許諾で学習させる場合等（cf.102 I、30の4）

## 3. プライバシー権

学習用データセットにプライバシー侵害に該当するデータが含まれる場合等

## 4. 肖像権

AI生成物が実在の人物と類似していた場合等

## 5. パブリシティ権

有名な声優・歌手とそっくりな合成音声を作りCMに利用した場合等

## 6. 個人情報（個人情報保護法）

AIの学習用データセットに個人情報が含まれる場合等

## 7. 営業秘密（不正競争防止法）

学習用データセットに営業秘密に該当するデータが含まれる場合等